



Title	朝鮮における1914年『学校体操教授要目』制定期の体育政策について
Author(s)	西尾, 達雄
Citation	日本の教育史学, 35, 122-140
Issue Date	1992-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/44211
Type	article
File Information	NKG35_122-140.pdf



[Instructions for use](#)

朝鮮における1914年『学校体操教授要目』

制定期の体育政策について

日本社会事業大学 西尾達雄

The Physical Education Policy in Korea at the time of
the 1914 "syllabus of School gymnastics"

Tatsuo NISHIO

研究目的

1914年6月10日道，官立学校に対する朝鮮総督府訓令第27号によって定められた学校体操教授要目¹⁾（以下『要目』と略す）は，いわゆる武断政治下にあたる1910年代の朝鮮人に対する体育政策を規定するものとして位置付けられる。従来この要目は，1913年1月28日日本文部省訓令第13号で発布された日本の要目と全く同一のものと評価されてきたが，日本人と朝鮮人の教育を区別した朝鮮教育令の根本方針及びその下での学校体育の基本方針と矛盾することになる。そこで本稿は，このような評価に再検討を加え，朝鮮教育令の根本方針とその下での体育政策に言及し，要目制定期の朝鮮人に対する体育政策の実態について明らかにすることを目的としている。

1 朝鮮教育令の根本方針と体育政策

(1) 朝鮮教育令の根本方針

朝鮮人に対する教育方針は，「併合後慎重審議を重ね満一年を経て」²⁾ 発布された朝鮮教育令に明記される。その根本方針は，当時総督府学務課長であった弓削幸太郎によれば次のように表現することができる。

- 一，朝鮮人を日本臣民に育て上げることを朝鮮人教育の究極理想とする。
- 二，しかし異民族同化は容易ではなく漸を逐ってその効を収めなければならない。
- 三，従来の習慣を改めるには慎重な研究の後，漸を以てしなければならない。
- 四，勤労を尊ぶ習慣と自活の能力を養うことに充分注意しなければならない。
- 五，国民教育たる普通教育の普及と実業教育に力を用いなければならない，高等教育のようなことは急ぐべきではない。
- 六，国語の普及に努めること³⁾。

朝鮮における1914年『学校体操教授要目』制定期の体育政策について

この方針は、朝鮮人の民族性を抹殺して日本人にすることであるが、「必ずや保存して害なきもの又或は進んで助長すべきもの少なからざるべし」として同化に矛盾しない「良風美俗その他の習慣」を尊重しながら⁴⁾、徹底して実用をとき普通教育と実業教育の普及に努め、「独立を鼓舞し又帝国に反抗を奨励するが如き」⁵⁾ 批判的精神を生み出す教育や高等な教育を行なわないというもので、「有用の知識と穩健なる徳操とを養成し帝国臣民たるの資質品性を具えしむる」⁶⁾ ために細心の注意と愚民化の方針に徹したものであった。このような方針によって、朝鮮人の教育制度は、日本人（当時「内地人」と呼ばれた）とは別のものになったのである。

(2) 朝鮮教育令下の体育政策

①朝鮮教育令下の体育目標

以上のような根本方針に基づいて、朝鮮人諸学校規則が制定され体育目標と内容が示された。体育目標は、普通学校も高等普通学校も女子高等普通学校も全ての学校で同一に表現された。これを当時の日本の諸学校のそれと比較したものが表1である。

表1 朝鮮人諸学校と日本人諸学校の体育目標の比較

目標事項		朝鮮人諸学校 ⁷⁾	日本人諸学校		
			小学校 ⁸⁾	中学校 ⁹⁾	高等女学校 ¹⁰⁾
身体的側面	身体の均斉	体操ハ身体ノ各部ヲ均斉ナラシメ	同左	同左	同左
	姿勢・動作	姿勢ヲ端正ニシ	四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ増進シ	之ヲ強健ナラシメ四肢ノ動作ヲ規敏ナラシメ	之ヲ強健ナラシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ容儀ヲ整へ
精神的側面	快活・剛毅	精神ヲ快活ナラシメ	精神ヲ快活ナラシメ剛毅ナラシメ	精神ヲ快活剛毅ナラシメ	精神ヲ快活ニシテ
	規律	兼ネテ規律ヲ守リ	同左	同左	同左
	節制・協同	節制ヲ尚フノ	協同ヲ尚フノ	同左	同左
	習慣化	習慣ヲ養フコトヲ要旨トス	同左	同左	同左

この表で下線の部分が朝鮮人と日本人で異なっており、普通学校では四肢の動作の機敏さや精神の剛毅さを求めず、高等普通学校や女子高等普通学校では、これらに加えて強健さを求めなかった。しかも朝鮮人には、姿勢の端正、節制を尚ぶというような従順さを求める態度や徳目が強調され、それとともに規律の遵守が求められているのである¹¹⁾。体育を通して日本人には、年齢や性別に応じて帝国臣民として積極的に国家を支える身体と精神を求めたと見ることができ、朝鮮人には、年齢や性別に関わりな

I 研究論文

く、帝国臣民とするために普通の健康な身体と節制を重んじる従順な精神を持つ人間を求めたのである。これが朝鮮人に対する体育政策の根本方針であった。

②体育教科履修方針とその内容

このような目標に見合った体育教科履修の方針と内容が設定された。普通学校では、体操は「土地ノ状況ニヨリ当分之ヲ欠クコトヲ得」¹²⁾として随意科目とし、内容は、遊戯、普通体操となった¹³⁾。高等普通学校では、体操は必須科目となったが、内容は普通体操、器機体操となった¹⁴⁾。女子高等普通学校でも必須科目となったが、内容は遊戯と普通体操であった¹⁵⁾。実業学校においては、「体操ヲ加フルコトヲ得」として随意科目にされ、内容は普通体操と器機体操であった¹⁶⁾。京城専修学校では、必須科目となったが、内容は普通体操だけであった¹⁷⁾。また朝鮮総督府医学講習所では、医科の学科に体操が含まれているが、内容は明示されていなかった¹⁸⁾。

このように普通学校と実業学校において体操は随意科目にされ、必須化されたのは官立の中等教育以上の諸学校だけであった。内容では併合前に廃止された兵式体操が配当されなかった。併合前1908年の学制改革で普通体操を非科学的なものとして新たに「学校体操」という教材を登場させたが¹⁹⁾、併合後再び普通体操に還元され、兵式体操の一部であった器機体操だけを配当したのである。これらの事実は、併合前の学校体育軽視と統制の方針を引き継ぐ一方で、当時の日本の学校体育教材配当(普通体操と兵式体操)に照応させるものであったことを示している。

ところで、朝鮮教育令施行期日に発せられた朝鮮総督の論告によれば、「普通学校ノ教科目ハ学校本来ノ目的ヲ貫徹センメムカ為殊ニ重キヲ読、書、算ニ置キ修身、国語(日本語一引用者)、朝鮮語及漢文、算数ヲ必須科トシ理科、唱科、体操、図書、手工、裁縫及手芸、農業初歩、商業初歩ハ土地ノ状況ニヨリ当分之ヲ欠クコトヲ得サシメタリ」としているが、これは、「国民タルノ性格ヲ涵養スルニ必要ナ」もの、「日常生活上必須ノ知識技術」を優先したからであるという²⁰⁾。要するに体操は、「国民タルノ性格ヲ涵養スルニ必要ナ」ものではなかったということである。

以上のように朝鮮教育令下の体育政策は、朝鮮人を忠良な日本帝国臣民にするために、積極的に体育を行わせるのではなく、普通の健康と従順な精神を持つように体育目標と内容を設定した体育軽視を基本方針とするものであった。

2 要目の内容の検討

(1) 内容に対する従来の見解

韓国体育史研究の中で『要目』に対する見解は、羅絢成の『韓國體育史研究』と李學來の『韓國近代體育史研究』の中に見ることができる²¹⁾。羅絢成は、この要目を官報に

基づき詳しく紹介し、この要目が日本で出された要目と同様で朝鮮にとっては「急進」的ではあるが、「混沌状態から解決の曙光を見出した」ものだと発展的に評価している²²⁾。

このような評価に対して、李學來はこれが学校体育の日本人化、即ち植民地的学校体育の定着を図る中で実現した「発展」であり、「植民地的な発展」、即ち「従属的な発展」であると指摘している²³⁾。しかしこのような指摘もこの要目が日本のものと同一であるという理解のもとにこれを評価したものであった。したがってこのような評価には、いくつかの疑問点を見出すことができる。一つは、教練が行なわれたとして、その内容について「射撃、散開、突撃、小中隊教練、執銃、整頓、執行などの軍事訓練が独立した教育内容を持つようになる」と述べ、「軍事訓練がもつ国権回復の基礎養成という性格がなくなり、日帝の軍国主義的体育の一部門に転落して学校体育での民族主義的性格が剝奪された」と評価している点である²⁴⁾。もう一つは、朝鮮の伝統的遊戯ではない日本の遊戯を導入して、遊戯までも学校体育の植民地化を図ったと正しく評価しているが、その教材配当に見られる日本人と朝鮮人に対する相違を指摘していない点である。さらにもう一つは、この時に至って学校体育がすべての段階の学校で必須科目として定着したと評価している点である²⁵⁾。これらは、いずれも要目が日本と同一であるという誤解から生じたものと考えられる。そこで、要目の内容を具体的に考察する中でこれらに関わる評価について改めて検討することにした。

(2) 要目の内容

要目の構成は、「一、体操科ノ教材、二、体操科教材ノ配当、三、体操科教授時間外ニ於テ行フヘキ諸運動、四、教授上ノ注意」となっており、全体的な構成は日本の要目と同一である²⁶⁾。しかし、この中で次の二つの項目にいくつかの相違点が見出せる。一つは、「一、体操科ノ教材」のまえがきである。日本の要目では「体操科ノ教材ヲ体操教練及遊戯トス但シ中学校及師範学校男生徒ニアリテハ撃劍及柔術ヲ加フルコトヲ得」²⁷⁾となっているが、朝鮮の要目では但し以下が高等小学校ノ男児及中学生徒ニテハ撃劍及柔術ヲ加フルコトヲ得²⁸⁾となっている。つまり、日本本国の要目では、中学校及び師範学校に加えてもよいとされた撃劍・柔術が、朝鮮においては日本人が通う高等小学校でも体操科の教材に加えてもよいということである。しかし、この教材については朝鮮人が通う高等普通学校（中学校に相当）には加えることは認められていないのである。もう一つは、「二、体操科教材ノ配当」の項目である。表2から表8に各教材の相違の例を示した。この表をもとに体操、教練、遊戯それぞれの相違点の特徴について見てみよう。

第一の特徴は、日本人小学校の教材に比べて朝鮮人普通学校の教材は、より高度な内

I 研究論文

表2 小学校普通学校体操教材配当の比較例

	日本本国小学校	在朝鮮日本人小学校	朝鮮人普通学校
	下肢の運動		
第一学年	足尖開閉 踵上下 足前(後)出 足左(右)出 前(後)歩(1歩) 側歩(1歩)	同 左	同 左 前(後)歩** 側歩**
第二	前(後)歩** 側歩**	同 左	拳踵半屈膝*** 脚前振*** 足斜前(後)出*** 屈膝拳股****
第三	拳踵半屈膝*** 脚前振*** 足斜前(後)出***	同 左	足各方出踵上下***** 屈膝足前(側)出*****
第四	屈膝拳股**** 脚側振	同 左	各方出及踵拳半屈膝*
第五	足各方出踵上下***** 屈膝足前(側)出*****	同 左	*普通学校は第四学年までである。
濺六		同 左	
高一	各方出及拳踵半屈膝*	同 左	
高二		同 左	

(出典) 教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 1939 第六及び第十卷

表3 小学校普通学校の教練教材配当の比較

	日本本国小学校	在朝鮮日本人小学校	朝鮮人普通学校
第一学年	気を付け 休め 集まれ 解かれ 番号(1 2) 整頓 右(左)向 縦隊行進(一列二列) 停止 足踏 伍々右(左) 間隔及距離開閉	同 左 番号 同 左 半右(左)向 同 左	在朝鮮日本人小学校と同じ
第二	番号 半右(左)向 廻われ右(左)	廻われ右(左) 駈歩	行進間廻われ右(左)及び其の停止 横隊行進 行進間右(左)向

朝鮮における1914年『学校体操教授要目』制定期の体育政策について

			駈歩間廻われ右（左）及び其の停止
第三	行進間廻われ右（左） 横隊行進 駈歩	行進間廻われ右（左）及び 其の停止 横隊行進	伍の重複及分解 斜行進 方向を換え
第四	行進間右（左）向 駈歩間廻われ右（左） 伍の重複及分解	行進間右（左）向 駈歩間廻われ右（左）及び 其の停止 伍の重複及分解	側面縦隊より横隊 駈歩を以て行なう諸運動
第五	斜行進 方向を換え	同 左	* 普通学校は第四学年までである。
第六	側面縦隊より横隊 駈歩を以て行なう諸運動	同 左	
高一	徒手小隊教練（男子のみ）	同 左	
高二	執銃教練（男子のみ）	同 左	

（出典） 教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 1939 第六巻及び第十巻

表 4 高等女学校・女子高等普通学校の教練教材配当の比較

	日本本国高等女学校	在朝鮮日本人高等女学校	朝鮮人女子高等普通学校
第一学年	気を付け 休め 集まれ 解かれ 番号 整頓 右（左）向 半右（左）向 廻われ右（左） 行進 停止 足踏 行進間廻われ右（左） 駈歩 方向を換え 伍の重複及分解 側面縦隊より横隊 間隔及距離開閉	同 左 伍伍右（左） 行進間廻われ右（左）及其 停止 駈歩 同 左	同 左 行進間右（左）向 駈歩 駈歩間廻れ右（左）及其停止 同 左

（備考） 高等女学校第二学年から第五学年までには教練に関する記載事項はない。女子高等普通学校第二・第三学年にも教練に関する記載事項はない。また、高等女学校第四学年に当たる学年が、女子高等普通学校師範科になっており、その欄には「教授演習」と記載されており、教練の内容は示されていない。

（出典） 教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 1939 第六巻及び第十巻

I 研究論文

表5 中学校・高等普通学校教練教材配当の比較

	日本本国中学校	在朝鮮日本人中学校	朝鮮人高等普通学校	
第一学年	気を付け 休め 集まれ 解かれ 番号 整頓 右(左)向 半右(左)向 廻われ右(左) 行進 停止 足踏 行進間廻われ右(左) 行進間右(左)向 駈歩 方向を換え 伍の重複及分解 側面縦隊より横隊 間隔及距離開閉	同 左 伍伍右(左) 行進間廻われ右(左)及其 停止 行進間右(左)向 駈歩 駈歩間廻れ右(左)及其停 止 同 左	在朝鮮日本人と同じ	
第二	徒手小隊教練	同 左	記載事項なし	
第三	徒手中隊教練 執銃各個教練 執銃小隊教練	同 左	記載事項なし	
第四	執銃中隊教練	同 左	記載事項なし	
第五	幹部演習	同 左	師範科	教授演習

(出典) 教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 1939 第六卷及び第十卷

表6 小学校・普通学校遊戯教材配当の比較

	日本本国小学校	在朝鮮日本人小学校	朝鮮人普通学校	
第一学年	鬼遊(盲目鬼, カラカヒ鬼等) 猫と鼠 徒競争 旗取 旗送 帽子取競争 桃太郎, 渦巻, 池の鯉等	同 左	鬼遊 猫と鼠 徒競走 旗取 池の鯉 鬼と鼠 縄跳 綱引 行進遊戯等	
第二	鬼遊(子殖鬼, 場所取鬼等) 載囊競走 縄跳 「ボール」送	同 左	記載事項ナシ	

朝鮮における1914年『学校体操教授要目』制定期の体育政策について

	綱引 俵運 球入 大和男子	行進遊戯	
第三	行進遊戯 西洋鬼 豆囊投 「ボール」投 「デットボール」 輪廻わし 二人三脚	西洋鬼 豆囊投 「ボール」投 「デットボール」 輪廻わし 二人三脚	記載事項なし
第四	「センターボール」 片脚競走 障害物競走 棒押 棒引	同 左	記載事項なし
第五	「バスケットボール」 抛「ボール」 隊列「フットボール」 千鳥競走	同 左	
第六	「フットボール」 単脚競走	同 左	

(出典) 教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 1939 第六巻及び第十巻

表7 高等女学校・女子高等普通学校遊戯教材配当の比較

	日本本国高等女学校	在朝鮮日本人高等女学	朝鮮人女子高等普通
第一学年	鬼遊 徒競走 旗取 旗送 縄跳 「ボール」送 「ボール」抛 豆囊投 「デットボール」 「センターボール」 「バスケットボール」 綱引 行進遊戯	同 左	同 左

(備考) 第二学年から第五学年までは記載事項がなく、女子高等普通学校のみ、高等女学校の第四学年に当たる師範科に「教授演習」と記載されているのみである。

(出典) 教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 1939 第六巻及び第十巻

表8 中学校・高等普通学校遊戯教材配当の比較

	日本本国中学校	在朝鮮日本人中学校	朝鮮人高等普通学校
第一学年	徒競走 片脚競走 単脚競争 二人三脚 載囊競争 旗取 旗送 俵運 「デットボール」 「センターボール」 棒押 棒引 綱引	同 左 障害物競走 同 左	徒競走 旗取 旗送 載囊競争 片脚競走 単脚競争 二人三脚 障害物競走 俵運 「デットボール」 「センターボール」 棒押 棒引 綱引
第二	「メデシンボール」 「バスケットボール」 「フットボール」	同 左	記載事項なし

(備考) 中学校においては、第三学年から第五学年には遊戯の記載事項はない。高等普通学校には、中学校の第五学年に当たる学年が師範科になっており、その項目には「教授演習」と記載されている。

(出典) 教育史編纂会 明治以降教育制度発達史 1939 第巻及び第十巻

容が低学年に配置されていたり、量的にも詰め込んだものになっているということである。表2は、体操教材の「下肢の運動」の相違についての一例である。これを見れば小学校第二学年で配当されている「前(後)歩」「側歩」が普通学校第一学年で配当され、普通学校第一学年の内容が量的に多くなっている。また小学校第三学年で配当されている「拳踵半屈膝」「脚前振」「足斜前(後)出」や同第四学年で配当されている「屈膝拳股」が普通学校では第二学年で配当されている。小学校第四学年で配当されている「脚側振」は、普通学校では配当されていない。小学第五学年で配当されている「足各方出踵上下」「屈膝足前(側)出」は普通学校第三学年で配当されている。高等小学校第一学年に配当されている「各方出及拳踵半屈膝」は普通学校第四学年で配当されている。これは、体操の他の種目や表3から表8を見れば明らかなように教練や遊戯教材においても同様であり、女子高等普通学校や高等普通学校においても同様の傾向が見られるのである。

第二の特徴は、教練の配当そのものが異なっている点である。表3や表5を見れば、日本人児童生徒には「徒手小隊教練」や「執銃中隊教練」などが配当されているが、普通学校や高等普通学校にはこれらの内容は一切配当されていない点である。しかも、高等普通学校では教練の配当が第一学年に限られているのである。第三の特徴は、遊戯についてで表6のように、日本人には各学年を通して教材が配当されているが、普通学校

では、第一学年に配当されているだけである。しかもその内容は、日本人には、第二学年や第三学年で行なうものまで含まれているのである。第四の特徴は、同じく遊戯教材の中で日本人には、いわゆる「近代的スポーツ」であるバスケットボールやフットボールが配当されているが、普通学校や高等普通学校ではまったく含まれていない点である。もっとも、表7のように第一学年のみではあるが、日本人と同様に女子高等普通学校にも「デットボール」や「センターボール」、「バスケットボール」などが配当されている。また、高等普通学校では、第一学年では日本人と同様に「デットボール」や「センターボール」が配当されている。ところが、第二学年では、日本人にはある「バスケットボール」や「フットボール」などは配当されていないのである。

3 要目内容相違の背景と意味

以上のように朝鮮における要目は、本国と朝鮮に居住する日本人子弟の間での相違や日本人と朝鮮人間の相違を持つものであった。この中で日本人間の差異については稿を改めて言及することにして、ここでは、日本人と朝鮮人との相違に絞って検討することにしたい。この相違は、大きく学年による教材配当の相違と教材そのものの相違に分けることができる。以下この2点からその背景を検討したい。

(1) 学年による相違の背景

日本人と朝鮮人とのこのような相違は、基本的には別の教育を施すという方針によるものであったといえることができるが、なぜ学年によって相違が生じたのであろうか。それは、当時の学校状況と関連していると考えられる。そこでまず最初に朝鮮人諸学校の実態について各種学校普及状況や就学年齢等から見てみよう。

表9と表10から併合後の朝鮮人の学校数やその生徒数を見ると、徐々に増加しているものの要目制定期においては、学校設置数では書堂の約十分の一であり、併合前の私立各種学校数に比べ官・公立学校数は約五分の一程度であった。また初等学校生徒数では書堂の約二分の一で、私立各種学校と官公立学校がほぼ同数という実態であった。また公立普通学校における就学状況は表11に示した通りである。この表から明らかなように出席率は約9割になっており、公立普通学校に就学している生徒の出席率は良い方といえる。

しかし、就学率や実質的な就学率である通学率は、2～3%になった程度できわめて低いものであった。このような学校普及の実態から見て、総督府としては公立普通学校の就学率をあげることを重要課題にしていたことが分かる。このことは公立普通学校各学年生徒の年齢状況に反映している。その年齢状況を示したのが、表12—1と表12—2である。まず表12—1から次のことが指摘できる。①入学年齢が10歳以上の者が多く、

I 研究論文

表9 諸学校一覧

(各年度3月末現在/出所:総督府統計年報)

	普通学校				高等程度		女子高等		実業学校					官立 京 城 専 門 修	合 計	私立各種			書 堂		
	官立	公立	私立	計	官立	私立	官立	私立	農業 官私	商業 官私	簡易 官私	計	一般			宗教	合計				
1908	9	50		59	6	1	1	1		1		1	3	—	73	—	—	—	不明		
1909	9	116		125	6	1	1	1	2	2	2	1	7	3	144	1,353	829	2,187	不明		
1910	1	100	72	173	6	1	1	1	12	4	2	1	3	22	3	207	1,402	823	2,225	不明	
1911	2	234	70	306	2	1	1	1	15	2	1	17	35	—	1	347	901	566	1,467	18,540	
1912	2	341	24	367	2	1	1	2	14	2	1	36	53	—	1	427	823	494	1,317	18,238	
1913	2	366	20	388	2	2	1	2	14	2	1	59	2	78	—	1	477	800	477	1,277	20,468
1914	2	382	20	404	2	2	2	2	15	2	1	59	2	79	—	1	462	745	462	1,207	21,322
1915	2	410	17	429	2	2	2	2	15	2	1	66	2	86	—	1	422	660	422	1,080	23,441

(備考) 普通学校公立の数字は、甲種、補助指定、乙種の合計である。しかしこの区別は1911年度より廃止され、単に公立となった。高等程度学校の内、1908年度から1910年度までの6の内訳は、成均館、法学校、漢城師範学校、漢城高等学校、平壤高等学校、漢城外国語学校である。併合後、漢城と平壤の高等学校が高等普通学校となり、成均館は経学院に、法学校は京城専修学校(後に京城法学専門学校)に改編された。官立専門の欄にある3の内訳は、官立医学講習所(前大韓医院付属医学校)水原農林学校、官立工業伝習所で1915年の専門学校令によって1916年以降に専門学校に改編されたものである。私立各種学校の1909年度は1909年12月現在(総督府、第三次施政年報)、1910年度は1910年5月現在(学部『明治四三年七月一三日韓国駐劄各道憲兵隊長(警務部長)会議席上俵学部次官演説要領』1910年)の統計である。

表10 初等学校数及び生徒数

(各年度3末日現在/出所:総督府統計年報)

年 度	官・公立学校			私立普通学校			私立各種(一般・宗教)			学校生徒 総 計	書 堂	
	校数	学級数	生徒数	校数	学級数	生徒数	校数	学級数	生徒数		校数	生徒数
1911	236	741	25,671	70	170	—	1,467	3,679	38,504	89,880	16,540	141,034
		3.1	2,271		2.4	—		2.5	18,992			
1912	118	38.1	27,942	63.5	26.5	4,442	39.2	15.7	57,496	98,875	8.6	141,604
		3.2	3,266		2.8	—		2.9	19,336			
1913	343	1,242	38,243	24	67	—	1,317	3,842	5,977	106,387	9.3	169,077
		3.4	3,759		3.0	—		2.8	20,897			
1914	129	37.9	47,451	93.6	31.2	1,872	44.7	16.0	57,064	106,884	9.6	195,689
		3.5	4,183		3.1	1,528		2.5	32,740			
1915	133	38.0	51,185	91.7	29.6	1,834	44.6	17.8	53,865	112,384	9.6	204,161
		3.5	5,349		3.1	1,122		2.4	30,294			
1915	142	1,441	53,875	17	52	1,122	1,082	2,608	30,294	112,384	9.8	229,550
		3.5	5,349		3.1	314		2.4	21,430			

(備考) 校数欄は、上段が合計、下段は一校平均生徒数。学級数欄は、上段が合計、中段は一校平均学級数、下段は一学級平均生徒数を示す。生徒数欄は上段は男子、中段は女子、下段は合計を示す。尚、書堂の一学級平均生徒数は校数の下段に示した。一学級平均生徒数=一校平均生徒数÷一校平均学級数、一校平均生徒数=生徒総数÷学校総数、一校平均学級数=学級総数÷校総数として計算した。

朝鮮における1914年『学校体操教授要目』制定期の体育政策について

表11 公立普通学校生徒日日出席欠席平均等 (各年度3月末現在/出所: 総督府統計年報)

	日日出席	日日欠席	合計	出席率	推定人口	推定学齡児童	就学率	通学率
1911	24,596.99	3,220.84	27,817.83	88.42	13,832,376	1,867,371	1.48	1.31
1912	35,844.99	5,502.82	41,347.81	86.69	14,566,783	1,966,516	2.1	1.82
1913	42,679.89	4,991.60	47,671.49	89.52	15,469,923	2,088,440	2.28	2.04
1914	47,239.34	5,417.39	52,656.73	89.71	15,620,720	2,108,797	2.49	2.24
1915	55,041.40	5,706.12	60,747.52	90.6	15,957,630	2,154,280	2.81	2.55

(備考) 学齡児童数は、人口の一割三分五厘とする。

出席率 = 日日出席平均 ÷ (日日出席平均 + 日日欠席平均) × 100 (%)

就学率 = (日日出席平均 + 日日欠席平均) ÷ 学齡児童数 × 100 (%)

通学率 = 日日出席平均 ÷ 学齡児童数 × 100 (%)

表12-1 公立普通学校学年別児童年齢層の比率 (単位%)

年度/学年	7~9歳	10~12歳	13~15歳	16歳以上	
一九一一年度	第一学年	18.1	46.7	28.5	5.8
	第二学年	1.4	26.4	47.1	25.1
	第三学年	—	8.7	43.3	48.0
	第四学年	—	1.9	27.2	70.9
一九二二年度	第一学年	25.8	44.3	24.0	5.9
	第二学年	3.6	32.6	42.6	21.2
	第三学年	0.4	15.2	44.4	40.0
	第四学年	—	4.4	35.3	60.3

表12-2 公立普通学校生徒平均年齢等(1913~1915年/単位: 歳)

年度	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年
1913	25.8	28.4	29.4	31.1
	11.5	13.1	14.1	16.1
1914	23.2	25.7	25.8	28.6
	11.4	13.0	14.5	15.1
1915	22.1	26.1	32.2	26.3
	11.4	13.0	14.3	15.7

(各年度3月末現在/出所: 総督府統計年報)

(各年度3月末現在/総督統計年報より作成)

(備考) 各学年の上段は最高年齢, 下段は最低年齢, 右欄は平均年齢を示す。

表13 官立高等普通学校状況

(各年度3月末日/出所: 総督府統計年報)

年度	所在地	校数	学級数	教員数	生徒数					生徒異動			生徒年齢		
					第一	第二	第三	第四	計	入学	卒業	退学	最高	最対	平均計
1911	京平 城壕	1	9	50	116	125	53	18	312	252	18	111	28.3	12.9	17.11
					48	23	12	—	83	83	12	45	39.5	12.1	18.11
1912	京平 城壕	1	10	47	123	83	84	43	333	182	43	142	26.11	12.01	17.08
					80	27	16	—	123	112	—	53	24.09	13.02	16.11
1913	京平 城壕	1	11	52	130	83	71	75	358	183	43	108	26.3	13.2	18.0
					103	68	22	16	209	132	16	46	22.8	13.1	17.3
1914	京平 城壕	1	12	40	177	95	70	71	413	234	71	106	27.11	13.1	18.4
					86	82	60	22	250	118	22	56	23.8	13.8	17.8
1915	京平 城壕	1	13	41	211	147	89	64	511	251	64	72	25.3	13.00	17.4
					90	84	73	55	311	116	55	26	23.7	12.11	17.4

表14 官立高等女子普通学校状況

(各年度3月末日/総督府統計年報)

年度	学科	校数	学級数	教員数	生徒数				生徒異動			生徒年齢		
					第一	第二	第三	計	入学	卒業	退学	最高	最小	平均
1911	本 科 技 芸 科	1	3 1	17	29	42	24	95	39	24	20	29.0	11.0	16.10
					16	—	—	16	12	—	14	29.0	19.0	21.2
1912	本 科 技 芸 科	1	3 2	15	32	27	28	87	48	28	23	31.5	11.2	15.3
					17	12	—	29	31	—	19	29.10	15.2	20.7
1913	本 科 技 芸 科	1	3 3	22	31	29	28	88	49	28	16	21.1	11.8	15.7
					17	16	26	59	44	25	24	32.3	14.5	19.7
1914	本 科 技 芸 科	1	4 4	24	67	31	25	123	80	25	55	22.2	11.0	14.1
					34	12	6	36	79	6	65	30.6	13.0	18.1
1915	本 科 技 芸 科	1	5 5	28	86	62	33	181	121	33	39	24.6	10.11	15.6
					38	19	12	69	82	12	58	31.5	12.3	18.11

特に10~12歳の者が多い。②進級するに連れ16歳以上の比率が高くなっている。③1911年度と1912年度を比較すると16歳以上の者の比率が減少している。また10歳未満の者の入学の比率が増えている。さらに表12-2を見れば、生徒の年齢は、各学年平均で11歳台から16歳台と高く、最少年齢と最高年齢が第一学年でそれぞれ6歳と25歳というようにかかなり大きな幅のあることが分かる。普通学校の就学年齢規定は、併合前の小学校令(1895年)第16条で「満7歳から15歳まで8箇年を以て学齢と定む」²⁸⁾となっていたが、併合後1911年朝鮮教育令第10条では「普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者年齢8年以上ノ者トス」³⁰⁾と規定され、下限が上げられ上限規定が削除されたのである。これは就学促進対策の一つであり、上記の年齢状況を生み出す法的根拠であったといえよう。

このような学年構成における学校では、一校平均3~4学級(表10)で各学年一学級弱の割合になる。しかもこの計算で一学級の平均生徒数を求めると37~38人という編成になる。この中で異なる広い年齢層が一斉に授業を受けるわけだから、実際の授業における指導は年齢や進度別に編成する単級学級の様相と類似するものであったといえることができる。当時の在朝鮮日本人小学校の単級学級での授業について、「体操、唱歌は身体の発育及び技能の進度に鑑み、必ずしも学年別とすることなく、可成其の組数を少くして教授するを可とす」とされ、各科教授別の例として唱歌、体操は1組乃至3組と示されている³¹⁾。このような授業では次のような配慮が必要であった。「普通学校に於ては目下過渡期なるにより年齢の相違著しければ徒歩競走の距離は年齢と体力とにより適宜之を斟酌すべし」ということである³²⁾。これは1921年に編纂された『小学校・普通学校体操教授書』に書かれたものであるが、要目制定当時も同様であったといえよう。

このような普通学校における平均年齢の高さと異年齢学級集団という実態が、学年と

教材配当の相違の根拠になったということができよう。しかもこのような教育状況は、表13や表14に見られるように、高等普通学校や女子高等普通学校においても同様であった。このような事実は、平均年齢的な観点からであるが、年齢に応じた教材が配当され「個人の必身の発達を考慮した指導」あるいは「体操場の衛生、進度、時間配当等に対する考慮」がなされていたということを示しているということができよう。しかしまたここで考えなければならないことは、このような平均年齢的な配慮があったとすれば、撃剣・柔術や近代的スポーツ、あるいは教練については、普通学校に導入しても良い筈である。ところがそうないないのである。このことは、これらが年齢的な問題で配当されなかったのではないことを意味する。さらにまた異年齢学年構成が理由とすればまさに年齢や体力による配慮によって指導内容と方法を構成すれば解決することであり、こういう特徴なども問題になるのではないということになる。つまり、年齢的問題が学年配当の相違の背景であったといえるが、そのことは教材内容そのものの相違の背景ではなかったということである。次のこの点について検討したい。

(2) 教材内容そのものの相違の背景

まず撃剣・柔術について考えられることは、日本でも実質的には随意科目であったこの教材を全体的な学校体育軽視の方針のもとで取り上げる段階ではなかったのではないかということである。しかし、朝鮮人の日本化を最重要課題とした朝鮮教育令のもとで最も日本的と思われるこの教材が削除されたのは不思議なように思われる。この点については次のようなことが考えられる。一つは、朝鮮教育令の根本方針である漸進主義によって「良風美俗の習慣」を尊重するということである。つまり、忠良な臣民としての徳目としての年長者への敬意や従順さは、朝鮮人の「善良なる習慣」としてこれを維持尊重したことと関連している。このことは、学校教育の教授訓練上の留意事項として「朝鮮の児童に対し直に内地流の考を以て臨む可からざるにあり、教科目中修身の教授に於ては一層深き注意を要し其の徳目を定むるに当りても時勢と民度を察して軽重を量り朝鮮人をして誤解を招き易からむるもの又は却て弊害を醸し易きものの如きは慎重に注意して之を避くるを要す」³³⁾と指摘されているように、日本的なものだからといって全て採用されたのではなかったということである。しかしこのような面だけではなく、「普通の健康以上、強剛なる心身の修養に資する」撃剣・柔術は、「却て弊害を醸し易きもの」と見做されたではないかという点が考えられる。つまり「武術ノ修練ニハ相手アルヲ以テ、此ノ相手に打ち勝タントスル競争心ヨリ、非常ニ精神ニ刺激ヲ與ヘ、勇邁敢為ノ積極的執意ヲ鼓舞スルト共ニ、堅忍不撓ノ消極的執意ヲ修養シ得ベシ。是等精神的刺激ハ著シク筋肉ニ影響シテ、強大ナル筋力ヲ生ズルト共ニ筋力ノ発達ハ又著シク意力ノ強固ヲ増スモノナリ」といわれていたからである³⁴⁾。このような特性は、体育目標

からいって望ましいものではなかったのである。この点から撃剣・柔術が朝鮮人には、随意科目としても採用されなかったと考えることができる。

次に遊戯については、まず第一に、体育目標の「節制」と従順な精神の育成という点から見て、この教材が持つ「自由」な側面が望ましくなかったのではないかということである。遊戯の目的は、「児童ノ活動的衝動ヲ満足セシメ、運動ノ自由ト快感トニ由リテ体操科ノ目的ヲ達シ、特ニ個性及ビ自治心ノ発達ニ資スルニアリ」ということであり、「遊戯ニ於テハ、其ノ遊戯ノ規則ニ背カザル範圍ニ於テハ己ガ意思に由リテ行動スルコトヲ得ベク、従ツテ其ノ興味モ亦体操ノ比ニアラズトス」³⁵⁾ということである。とはいえ、「教科トシテ課スベキ遊戯ハ、管理上ノミナラズ、訓練上ニ於テモ、団体的ノモノナラザル可ラズ。是レ規律ヲ守リ、協同ヲ尚ブノ精神ヲ養成スルニ必要ナルコトトス」³⁶⁾とし、管理された「規律と協同」の中での自由と自治であった。このような自由や自治であったが、それでもその機会をできるだけ制限したことになるのである。第二は、体育目標では「強健」で「機敏」な身体が求められなかったこととの関連である。遊戯の種類は三つあり、その特性は次のようである。競争遊戯は、動作を機敏にし意気を盛んにし勤勉、忍耐、果敢、沈着などの諸徳と共に、注意、観察、判断、思慮、決心等の諸作用を進めるのに最も適当なものである。行進遊戯は、規律及び協同を尚び調和及び優美等の審美的情緒を養い、且つ又身体の端正と拳止の閑雅とに慣れさせることを要旨とする。動作遊戯の趣旨は行進遊戯と始ど同じである³⁷⁾。この中で教材としては、競争遊戯が最も多く配当されていた。これは生徒の平均年齢からみて当然の措置であった。しかしより厳密に年齢的にみれば、先に指摘したように小学校第五、第六学年に配当された教材を普通学校第一、第二学年に配当できるのである。そうしなかった要因として、この競争遊戯の特性をあげることができる。つまりこの遊戯は、「動作を機敏にし、意気を盛んに」するものであり、注意、観察、判断、思慮、決心などの自主的能力を高めるのに最も適当なものとされていたのである。またバスケットボールやフットボールのような「運動稍過激ニ互ル」³⁸⁾ものは、強健で機敏が求められるものであった。それ故このような遊戯の特性が、体育目標にふさわしいとされず、遊戯教材が制限あるいは削除されたと見ることができる。

このように朝鮮人に強健や機敏な活動を求めなかったのは、幣原担によれば「内地人の子弟が朝鮮人の子弟よりも強くない」ということになると、「朝鮮の統制上にも多少の影響を与えることとなる」からであった³⁹⁾。

最後に教練について見てみよう。まず見ておかなければならないことは、日本の要目で示された「教練」がそれ以前の兵式体操よりも軍事的には後退したものであったということである。この点について木下は、この要目によって「男女を問わず小学校低学年

から高専にいたる迄すべての学校生徒に教練を課したこととなり、一見すると、小学校高学年以上の男子だけに限られていた兵式体操時代よりも学校での軍事教練が強化されたように見える。しかしこの教練とは、体操の集団一斉指導上必要な“気をつけ”“右へならえ”の類で教練の強化とは言えないし、……兵式体操時代に課せられていた『軍事学ノ大意』を中学校から削除したことから見て、一年志願兵の予備教育という中学校教練の役割はむしろ弱体化されたことになる⁴⁰⁾と述べている。それ故、陸軍省にとって学校教練は全面的に改訂しなければならない課題であった。朝鮮の要目もこの点と同様であった。要目に配当されている執銃各個教練や部隊教練(徒手、執銃)の一部などは、実践的な戦闘教練の基礎としての集団秩序運動に重点を置くものであった。しかしそれにも関わらず高等普通学校には、なぜこれらが配当されなかったのであろうか。

これについては、いくつかの朝鮮の実情に対応しようとしたものであると考えられる。一つは、併合前から朝鮮人の中には「日本人教師に対して誤解もあり、日本人教師は生徒を教育して卒業後は日本に拉致して兵卒となすのであるとか従僕奴隸となすのであるなど唱え……(中略)……入学せしむるを躊躇した」⁴¹⁾者があったことと関わって、朝鮮人の不信を払拭するためではないかということである。もう一つは、植民地統治下で直ちに兵役の義務を負わせることができなかつたことと関わって、その義務のない朝鮮人学生に教練を行なう必要がなかつたのではないかということである。こうした不信への配慮や制度上の問題はあつたであろう。しかしここで問題となるのは、なぜ兵役の義務を与えることができなかつたのかということである。その際に考えなければならないのが、併合前に盛んであつた反日義兵闘争や愛国啓蒙運動である。その反日運動の拠点の一つが私立学校であつた。併合後私立学校は、公立学校に準じて教科目を定めていたが、公立学校が少なく私立学校の成績は国民教育の成果を左右するほどのものであつた⁴²⁾といわれている。併合前この私立学校を中心に盛んに行なわれていたのが軍事訓練としての兵式体操であり、反日運動の温床と見なされ厳しく統制されていた。併合後も私立学校への統制は厳しくなつたが、この統制の一環として軍事訓練に対する総督府の警戒と配慮があつたと考えることができる。こうした朝鮮の実情が兵役義務を与えなかつた背景であつた。またそれ故に執銃教練や部隊教練の削除は、これらが集団秩序運動に重点を置いたものとは言え、銃を持った訓練への警戒があつたことや部隊とは関係ない一般的な集団秩序を求めたからだといふことができる。そして朝鮮人に対する秩序運動としての教練の配当は、秩序運動(徒手教練)の目的が「規律節制ノ良習ヲ養成」⁴³⁾することであり、まさに体育目標に一致したからであつた。このように要目の教練教材は、朝鮮の実情にふさわしい性格を持つものであつたが、それをさらに朝鮮教育令の教

育方針に即して配当されたものであったといふことができる。

(3) 相違の意味するもの

朝鮮における要目の日本人と朝鮮人間の相違は、朝鮮教育令下の教育政策を根本的な背景としたものであった。したがってこの相違からまず第一に指摘できることは、朝鮮教育令の基本方針は変更されていないということである。つまり朝鮮人の教育は日本人とは別にするというものであり、この要目の制定によって、日本人と同一の体育内容になったのではなく、制度的にも全ての学校で体操が必須になったのでもなかったということである。

また第二に指摘できることは、この要目の内容が日本本国とまったく同様ではないが、学校体育の日本化を一定の配慮のもとで図ろうとしたものであり、李學來の表現を借りれば「植民地的学校体育の定着」を意図したものであったということである。この一定の配慮とは、朝鮮人を強健な身体にするような体育教材は配当せず、儒教的な伝統的風習を維持尊重しながら、帝国臣民として普通の健康と従順な精神を持った人間を育成するという体育目標に沿うものだったのである。これが要目制定期の体育政策の実態であり、またこの要目は、朝鮮教育令下の体育目標、内容、制度をより具体的に示すものであった。

注及び引用文献

- 1) 教育史編纂会 明治以降教育制度発達史第十卷 pp.492—493 教育資料調査会 1939
- 2) 弓削幸太郎 朝鮮の教育 p.115 自由討究社 1923
- 3) 前書 pp.118—119
- 4) 前書 pp.116—117
- 5) 前書 p.111
- 6) 前書 p.114
- 7) 前掲 明治以降教育制度発達史 第十卷 p.78, p.150, p.233
- 8) 前掲 明治以降教育制度発達史 第四卷 p.65
- 9) 前書 p.181
- 10) 前書 p.288
- 11) 「姿勢の端正」とは、一般的には「姿勢をきちんとすること。行儀の良いこと」であり、「節制」とは、「度をこさないようにほどよくすること。規律正しく、行動にしまりがあること」であり、ともに個人の健康上の配慮や集団的・社会的行動に必要なマナーという意味をもっている。しかしここでは朝鮮人には、強さや活動性を求めず、姿勢を正すことや節制だけを求めており、単に個人に対する健康上の利益ではなく、静かでおとなしい態度や日本人に対して度をこさず、規律正しくすることが求められていると見ることができる。また「姿勢の端正」や「節制」という表現は日本人の学校規則にはなく、朝鮮人の学校にのみ掲げられており、一般的な処世的道德ではなく、この時期の植民地下朝鮮人の処世的道德を意味したものといえる。したがってこれらは、日本人に対して文句を言わず黙って命令に従う規律的動作の基礎を狙いとする従順さを求める態度目標と見ることができる。
- 12) 前掲 明治以降教育制度発達史 第十卷 p.74

朝鮮における1914年『学校体操教授要目』制定期の体育政策について

- 13) 前書 p.78
- 14) 前書 p.147, p.150
- 15) 前書 p.230, p.233
- 16) 前書 p.422, pp.427—429
- 17) 前書 p.271, p.275
- 18) 前書 p.266
- 19) 1906年に始まる学部 of 学制改革は、(実なき教育の一掃)を主要方針とするものであったが、学部にとってその実なき教育の一つの実態が「日夕遊戯調練(兵式体操)のみを事とする」私立学校を中心とする学校体育であった。当時兵式体操は反日運動の温床と見なされ、学部にとってはこれを統制あるいは廃止することが大きな課題であった。そこで登場したのが「学校体操」という教材であった。これはスウェーデン式体操という当時の体操の中では生理学、解剖学に基づいた科学的な体操と言われていた。これを教材に登場させることによって普通体操だけでなく、兵式体操も廃止したのである。(拙稿 1909年韓国改正学校令にみる「学校体操」 体育学研究 第28巻 第4号 日本体育学会 1984)
- 20) 前掲 明治以降教育制度発達史 第十巻 p.66
- 21) 羅絢成(Nah Hyun Sung) 韓国體育史研究 pp.173—174 教學研究社 1981 及び李學來(Yi Hak Lae) 韓国近代體育史研究—民族主義的性格を中心にして— 東国大学校大学院 博士学位論文 p.115 1985。韓国體育史に関する著作は、両者の他に、金溶甲(Kim Yong Kap)・林榮茂(Yim Yong Mu) 共著『韓国體育史』(教學研究社 1985)と林榮茂『韓国體育史新講』(教學研究社 1985)があるが、これらには、1914年の『学校体操教授要目』の項目は見られない。また論文としては、碩士(修士)論文に一点みられるのみである。これは、元永福(Won Yong Bok)「日政下 師範学校體育 發展過程에 對한 考察」である。これは、見解としては羅絢成と同一のものである。(元永福 日政下 師範学校體育の 發展過程에 對한 考察—Curriculum를 中心으로 p.10 慶熙大学校教育大学院 碩士學位論文 1976)
- 22) 羅絢成 前掲書 pp.173—174
- 23) 李學來 前掲書 p.119
- 24) 前書 p.116
- 25) 李學來 前掲書 p.117
- 26) 前掲 明治以降教育制度発達史 第六巻 p.40
- 27) 前書 p.40
- 28) 前掲 明治以降教育制度発達史 第十巻 p.493
- 29) 大韓民国国会図書館 韓末近代法令資料集 I p.515 1970
- 30) 前掲 明治以降教育制度発達史 第十巻 p.61
- 31) 朝鮮總督府 朝鮮彙報 大正4年5月 pp.103—104 影印版 高麗書林 1986
- 32) 朝鮮總督府 小学校・普通学校體操教授書 p.285 朝鮮書籍印刷 1924
- 33) 朝鮮總督府 教育要覽 大正4年 pp.24—25 渡部学・阿部洋編 日本植民地教育政策資料集成(朝鮮編) 第一集第一巻 龍溪書舎 1987
- 34) 井口阿くり, 司兎徳, 川瀬元九郎, 高島平八郎, 坪井玄道 改訂體育之理論及實際 p.411 国光印刷校式会社出版部 1910
- 35) 前書 pp.342—343
- 36) 前書 p.343
- 37) 前書 pp.344—348
- 38) 前書 p.346
- 39) 幣原坦 朝鮮教育論 pp.265—266 六盟館 1919
- 40) 木下秀明 兵式体操から見た軍と教育 p.163 杏林書院 1982
- 41) 弓削 前掲書 p.87
- 42) 前書 p.191

I 研究論文

43) 陸軍省徴募課 学校教練必携前編 p.4 昭和12年改訂版 軍人会館出版部 1937

その他の参考・引用文献

- 1) 朝鮮総督府 朝鮮総督府施政年報 1906~1916 影印版 ソウル 国学資料院 1983
- 2) 朝鮮総督府 朝鮮総督府統計年報 1906~1916 影印版 ソウル 晝晟社 1982
- 3) 鄭在哲 (Chong Jae Chol) 日帝對韓國植民地教育政策史 ソウル 一志社 1985
- 4) 井上一男 学校体育制度史 大修館書店 1970
- 5) 国立教育研究所 日本近代教育百年史 第四卷 学校教育2 1974
- 6) 慮榮澤 (No Yong Taeg) 日帝下民衆教育運動史 ソウル 探求社1979
- 7) 吳天錫 (O Chong Sok) 韓国近代教育史 渡部学・阿部洋共訳 高麗書林 1979
- 8) 竹之下休蔵・岸野雄三 近代日本学校体育史 東洋館出版社 1959